

市民ボランティアネットワーク 石津川に鮎を 規約

(名 称)

第 1 条 本会は、「市民ボランティアネットワーク 石津川に鮎を」と称する。

(事務局)

第 2 条 本会の事務局は、下記に置く。

事務所所在地 〒599-8238 堺市中区土師町 4-5-1-106  
西河方

(組 織)

第 3 条 本会は、石津川水系の水環境に関心を持ち、自ら環境への配慮や、水環境の改善・保全活動に賛同・参加する者で組織する。

2 本会は、営利・政治的な活動は行わない。

(目 的)

第 4 条 本会は、市民が親しめる石津川水系の水環境改善に向けた取組みを進めるとともに、市民の交流と地域コミュニティの輪を広げ、石津川と共生する魅力ある堺のまちづくりを進めることを目的とする。

(事 業)

第 5 条 本会は、前条の目的を達成するための事業計画を策定し、これに基づき事業を行う。

2 本会の事業年度は、4月1日より翌年3月31日の1年とする。

(会 員)

第 6 条 本会の会員は、次の2種とし、入会を希望するのは、役員会において入会を認める。

① 正 会 員

② 準 会 員

第 7 条 正会員は、前条の入会を認められた者のうち、前年度または当該年度に次のいずれかに該当する者である。

① 本会の主催または協力する事業に、1回以上本会のスタッフとして参加

② 本会の行う定例会に、1回以上出席

③ 本会へ、1回以上協賛金品の拠出

第 8 条 準会員は、入会を認められた者のうち、前条に該当しない者である。

(総 会)

第 9 条 本会の総会は、正会員をもって構成する。

第10条 総会は、正会員数の2分の1以上の出席をもって成立し、その議決は出席者の多数決をもって決議する。

第11条 前条の出席数には、書面表決及び表決委任状提出者を含める。

(役 員)

第12条 本会の役員は次の通りとする。

① 会 長 1名

② 副会長 1名

③ 事務局長 1名

④ 会 計 1名

⑤ 会計監査 2名

⑥ 事務局員 若干名

第13条 役員は、総会によって任免される。

第14条 役員の任期は2年とし、重任を妨げない。

(役員会)

第15条 役員会は、役員をもって構成し、会長が招集する。

2 役員会は、総会より委託された事業及び本会の運営に係る事項を審議し、決議する。

3 役員会は、第6条の会員の規定にかかわらず、名誉会員を認定することができる。

(経 費)

第16条 本会の経費は、企業・団体・個人が出す協賛金並びにその他の収入をもって充てる。

(解 散)

第17条 本会は、その目的を達成後に解散する。

(雑 則)

第18条 この規約に定める事項のほか、本会の運営に関し必要な事項は、役員会が定める。

附則

この規約は、平成17年2月14日から施行する。

この規約のうち、平成27年9月14日に改訂された条項は、平成28年4月1日から実施する。

申し合せ事項 平成27年9月14日

第3条の「者」とは、主に組織、団体を意味し、組織、団体の集合体(ネットワーク)が本会の特徴であることを確認。但し、参加する個人が、所属する組織、団体を代表する必要はない。

第7条の規定は、正会員としての最低の条件であり、準会員との区別のための規定。

総会の招集は、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、会日の5日前までに文書(電子文書)を持って通知しなければならない。

第16条の経費について、従来より拠出してきた“年会費”は、事務局員内での便宜上の呼称であり、正式には「協賛金」として扱っている。今後も、協賛金として処理し、本会の運営に寄与する。

役員は第5条2項の事業年度に準じ、新役員が選任されるまでの残任期間については、前期役員がその職務を継続する。

慶弔については、事項が生じたときに役員会にて協議し決めることとする。

新規約については、改訂後新年度よりの適用(施行)が一般的だが、会員、総会、役員、役員会に関する事項については、便宜上、改訂議決時より運用するものとする。

最低限の規定にとどめる形での規約を策定する理由として、本会の自由度、個人の自主性を優先するためである。

規約に定めのない事項については、民法の規定に従う他、役員会で協議して対応するものとする。

附則

この規約は、令和2年5月20日から施行する。

以上